

日光川公園整備運営事業

対話実施要領

令和 7 年 3 月
名古屋市緑政土木局

1. 目的

「日光川公園整備運営事業」（以下、「本事業」という。）の趣旨に対する事業者の理解を深め、より適確な提案につなげることを目的に、以下の対話を実施します。

(1) 本公募に関する個別対話（以下、「個別対話」という。）

応募者からの意見を聴取し、募集要項等の不明点を解消するとともに公募に関する課題を確認して募集要項等に反映すること等を目的に行います。対話の結果、必要に応じて募集要項等の改訂を行います。

(2) 提案内容に関する競争的対話（以下、「競争的対話」という。）

よりの確な提案を応募者に求めるため、募集要項等の内容について本市と応募者の認識に齟齬がないか、応募者の予定する提案内容が要求水準を満たしているかをあらかじめ確認します。

2. 対象者

参加資格審査を通過した応募者のうち希望する者（以下、「参加者」という。）が参加できます。対話への出席は、代表企業単独又は代表企業及びその他構成企業とし、対面での参加人数は8名までとします。なお、オンラインによる対話の実施、対面とオンラインの併用による対話の実施も可とします。オンラインでの参加人数に制限はありません。

3. 個別対話の実施

(1) 実施日時及び場所

実施日は令和7年5月12日（月）から令和7年5月23日（金）の間の指定日とします。なお、時間と場所は決定後に参加者（応募者の代表企業）へ通知します。

(2) 申し込み方法

令和7年4月14日（月）から令和7年5月2日（金）までに、別紙6「様式集」様式12「個別対話参加申込書」を事務局へ電子メールにて提出してください。

(3) 実施手順

ア 別紙6「様式集」様式13「個別対話質問書」を個別対話実施日の3日前までに事務局へ電子メールにて提出してください。

イ 本市にて、質問の内容を事前に確認し、対話当日に口頭で回答を行います。その際、個別対話の中で事前質問に関連した追加の質問が生じた場合は、その場で質問を追加することができます。

ウ 個別対話は、募集要項等に加えて、事前に提出された質問書をもとに行います。

エ 進行は、質問内容を参加者が順次説明し、本市が応対する形とします。

オ 対話は1参加者あたり最大2時間とします。延長は行いません。時間の都合により対話で取り上げなかったものについて、事後も原則として個別対話の機会を設けません。

(4) 結果の公表

本市は、個別対話の内容を踏まえて、令和7年6月6日（金）までにすべての参加者に対して、質問への回答を書面でお送りします。

あわせて、公平性確保の観点から全応募者に共通で明示すべきである質問回答結果については、本市の公式ウェブサイトにおいて公表するとともに、必要に応じて、募集要項等の改訂を行います。

(5) 留意事項

ア 個別対話に参加しない者が本事業に応募することを妨げるものではありません。また、参加の有無及び対話の内容は後の手続きや審査に影響しません。

イ 個別対話による質問回答結果の公表にあたり、参加者からの質問等が参加者のノウハウ等に関わり、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものについては、質問した参加者に対して個別に回答を行い、非公開とすることがあります。

ウ 参加者が個別対話の場で図面、資料等を提示することも可とします。提示する場合は、個別対話前に市担当部署へ連絡してください。

エ 対話を円滑に行うため、プロジェクター等による投影は認めません。

4. 競争的対話の実施

(1) 実施日時及び場所

実施日は令和7年7月28日（月）から令和7年8月1日（金）の間の指定日とします。なお、時間と場所は決定後に参加者（応募者の代表企業）へ通知します。

(2) 申し込み方法

令和7年7月7日（月）から令和7年7月18日（金）までに、別紙6「様式集」様式14「競争的対話参加申込書」を事務局へ電子メールにて提出してください。

(3) 実施手順

ア 別紙6「様式集」様式15「競争的対話質問書」及び概要提案書（任意様式）を対話実施日の3日前までに事務局へ電子メールにて提出してください。概要提案書は、提案の概要及び本市への確認事項をわかりやすく示した資料としてください。枚数の制限は設けませんが、時間内で対話が完了できる程度の枚数としてください。

イ 本市にて、質問の内容を事前に確認し、対話当日に口頭で回答を行います。その際、競争的対話の中で事前質問に関連した追加の質問が生じた場合は、その場で質問を追加することができます。

ウ 競争的対話は、募集要項等に加えて、事前に提出された質問書及び概要提案書をもとに行います。

エ 進行は、質問内容を参加者が順次説明し、市が応対する形とします。また、必要に

応じて市より参加者へ質問する場合があります。

オ 対話は1参加者あたり最大2時間とします。延長は行いません。時間の都合により対話で取り上げなかったものは、事後も原則として回答しません。

(4) 結果の公表

競争的対話の内容は原則として公開しないものとしませんが、公平性確保の観点から全ての応募者に共通で明示すべき条件が明らかとなった場合は、本市公式ウェブサイトにおいて公表するとともに、募集要項等の修正を行うことがあります。

(5) 留意事項

ア 競争的対話に参加しない者が本事業に応募することを妨げるものではありません。

また、参加の有無及び対話の内容は後の手続きや審査に影響しません。

イ 参加者が競争的対話で示した議題及び概要提案書の内容は、最終的な提案書類の提案内容を制約するものではありません。

ウ プロジェクター等による資料の投影は認めますが、準備、片付け時間を含めて対話時間を最大2時間とします。パソコン、プロジェクター等は参加者で必要に応じて用意してください。